



熊本県公報

号外 第 28 号

平成 26 年 5 月 8 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家
きん等の移動の禁止又は制限の変更の廃止…………… (畜産課) 1
- 高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家
きん等の移動の禁止の廃止…………… (") 1

告 示

熊本県告示第 478 号の 2

平成 26 年 5 月 1 日熊本県告示第 451 号の 2 (高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の移動の禁止又は制限の変更) は、廃止する。

平成 26 年 5 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 478 号の 3

平成 26 年 4 月 13 日熊本県告示第 403 号の 3 (高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の移動の禁止) は、廃止する。

平成 26 年 5 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫